

【議案 第 11 号】

教職謝儀保障規定制定に関する件

提案者：常置委員会

議案

以下のように北海教区教職謝儀保障規則を制定する。

北海教区教職謝儀保障規則（案）

2024 年 4 月 日 制定

（名称および目的）

第 1 条 本制度を北海教区教職謝儀保障と称し、北海教区に属する教会・伝道所が招聘した教師につき、謝儀の支給が困難である場合に、当該教師の生活保障のために、北海教区の連帯の証しとして必要な支援を行うことを目的とする。

（謝儀保障基準）

第 2 条 本制度は、以下の各号に定める謝儀保障基準（謝儀上限年額）を用いて運用する。

- ① 1 人（牧師のみ）世帯の場合は、教区教職謝儀基準の基本給月額×70%×15.5 ヶ月
- ② 扶養家族に子どもが含まれない世帯の場合は、（教区教職謝儀基準の基本給月額×75% + 扶養家族給月額）×15.5 ヶ月
- ③ 扶養家族に子どもが含まれる世帯の場合は、（教区教職謝儀基準の基本給月額×80% + 扶養家族給月額）×15.5 ヶ月 + 奨学手当×12 ヶ月

（財源）

第 3 条 本制度の運用に際しての財源は、主として教区自立連帯資金および教団伝道資金からの交付金を用いるものとする。

（申請の要件）

第 4 条 北海教区に属する教会・伝道所は、以下の各号に掲げる金額の合計が、第 2 条の謝儀保障基準に満たない場合に申請できる。ただし、生計を共にしない教職複数に謝儀を支給している教会・伝道所は、申請することができない。

- ① 教師本人に教会・伝道所が支給する謝儀年額
 - ② 教師本人の幼稚園等の教会関係施設からの収入年額
 - ③ 教師本人の公的年金、財産収入の年額
 - ④ 教師本人の本条 1 号から 3 号以外の継続的就労による収入の年 60 万円まではその半額、年 60 万円を超える分についてはその全額
 - ⑤ 生計を共にする家族の継続的収入の内、教会および関係施設からの収入の場合はその全額、それ以外の就労による収入および公的年金の場合はその半額
- 2** 夫婦など生計を共にする者複数が担任を務める教会・伝道所においては、謝儀（謝儀保障によるものを除く）を含む全収入額が一番大きい教職についてのみ、謝儀保障を申請することができる。
- 3** 教師が他教会・伝道所を兼務している場合、本条第 1 項 1～2 号の合計金額の大きい方の教会・伝道所、額が同じである時は本務教会・伝道所が申請するものとする。その場合、兼務教会・伝道所（代務を含む）、およびその関係施設からの収入に関しては、本条第 1 項第 4 号を適用する。

（申請）

第 5 条 謝儀保障の申請は、教会・伝道所の役員会（伝道所においては役員会と同様の働きを担う協議体を含む）の責任において行う。

- 2** 謝儀保障を申請しようとする教会・伝道所は、指定された期日までに、所定の申請書に必要書類を添えて教区に申請しなければならない。ただし、教師招聘が年度途中になる場合はこの限りではない。
- 3** 申請できる金額は、謝儀保障基準の 60% を上限とする。
- 4** 前項の規定にかかわらず、教区は、近くに教団の教会が無く、実質的に兼牧や共同牧会体

制がとれないなどの事情があり、かつ、教区が計画的にサポートしようとする教会・伝道所については、常置委員会の議を経てこれを指定し、例外的な措置を執ることができる。

- 5 申請しようとする教会・伝道所が本条第3項の規定により難しい場合、教区は、その理由や実情に応じて、60%相当額の申請があったものとみなして算定するか、あるいは、申請そのものを却下することができる。また教区は、対外募金、地区における宣教協力等の方策を勧奨することができる。

(審査・決定)

第6条 申請を受理した教区は、財務部委員会の審査に付し、その答申に基づいて常置委員会において執行を決定する。

- 2 教区は、謝儀保障を申請した教会・伝道所の經常会計予算額に占める經常収入の現住陪餐会員一人当たりの額が、最も新しい年度報告C表で計算される教区全体の經常収入の一人当たり平均額に満たない場合は、その平均額に達する經常収入があるものとみなして支給額を算定する。平均額に達している教会・伝道所にあつては、予算額をそのまま算定因子とする。

(決定後の変動)

第7条 執行が決定した後に、第4条に定める事項に申請時に見込めなかった変動があつた時は、教会・伝道所は速やかに教区に報告し、再申請しなければならない。

- 2 再申請によって執行を決定した額との間に差額が生じた場合、教区は、変動が生じた月に遡って、追加の執行または差額の返還を決定しなければならない。

(報告)

第8条 謝儀保障を受給した教会・伝道所は、指定された期日までに、所定の書式による「実施報告書」を提出しなければならない。

(本規則の改廃)

第9条 本規則の改廃は、教区総会の議を経て行う。

付 則

- 1 本規則は2024年5月1日から施行する。
- 2 本規則は第82回定期総会決議「北海教区教職謝儀保障基準改定に関する件」の内容を規則化し、併せて同決議で一部の改定を常置委員会に委任した部分を含めて教区総会において改廃することに統一したものであり、その運用に変更は生じない。

提案理由

本件は標題を「制定に関する件」としているが、新たな制度を提案するものではなく、第82回定期総会において可決された「北海教区教職謝儀保障基準改定に関する件」の内容を規則の様式に当てはめたものである。総会決議を規則に改めることの意図は、制度の流れをより明確にすることによって、教区を構成する人の変動（例えば教職の異動等）があつても、その内容を継承し易くすることにある。

総会決議においては「謝儀保障基準」の変更のみが教区総会の議を要し、他は常置委員会に変更できることになっているが、規則化に伴い全体の改廃について教区総会の議を経ることとした。教職謝儀保障制度が、北海教区の運営の大きな部分を占めているため、全教区的に共有されることが必要と思われるからである。

もとより規則は現状を拘束するものであるが、将来を拘束するものではない。北海教区の実情に即した教職謝儀保障制度を全教区的に課題として覚え、よりよいものを作り上げていくための第一歩としたい。